別記第２号様式（結果の公表）

『鴨川市宿泊税の制度案』に対する意見募集結果をお知らせします。

鴨川市宿泊税の制度案について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただきます。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
［意見募集期間］ 令和８年７月６日（月）から令和８年８月４日（火）まで
［意見の提出状況］ １　意見提出者　　４人 ２　延べ意見数　　５件 ３　意見提出方法 窓口への提出０件、郵便０件、ファクシミリ０件、電子メール４件
［提出された意見と市の考え方］ 別紙のとおり。 なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。
［実施担当課／問合せ先］ 鴨川市役所　商工観光課　　電話番号　04－7093－7837

参考様式２（提出意見の概要とこれに対する市の考え方）

宿泊税の使途に対する意見

意見の概要	市の考え方
宿泊税の使途については、観光振興関連施策への充当に留まらず、海岸や沿道の美化、ゴミの処理等にも活用することを検討するべきである。	宿泊税の使途につきましては、観光関連事業者、有識者及び公募委員等で構成する審議会を新たに設置し、官民連携で検討していく方針としております。 旅行者と直接接する観光事業者の皆様の声を直接使途の設計に反映し、柔軟に事業の検討を行うために審議会を設置するものです。 いただいたご意見は、使途の検討の際に参考にさせていただきます。 また、箱根町で検討している宿泊税は「法定外普通税（使途は自由）」ですが、本市宿泊税は「法定外目的税（使途は観光振興事業に限定）」として検討しております。 本市の主要産業である観光業の持続的な発展を図るため、本市宿泊税は法定外目的税としての導入を検討しております。
箱根町の宿泊税は、インフラ整備やゴミ処理等にも充当するとの報道があった。街頭インタビューを受けていた観光客は「箱根のためになるのであればどんな使い道でも良い」と回答していた。 鴨川市においても、観光振興にこだわらず、道路の整備、街灯、沿道の草刈り、海岸清掃及びゴミの処理等幅広く使い道を検討していくべきである。	
観光客がまた鴨川に来たいと思えるように沿道や海岸の美化等の景観維持、遊歩道などの観光地整備等幅広い使い道を要望する。	
10 ページの④観光イベントの拡充宿泊を促進するためのイベントの開催、補助等で使用すべきではない。 イベントに宿泊税を充てるべきでない。	

宿泊税の制度に関する意見

宿泊税は 150 円の一律定額制だと小規模事業者の負担が重くのしかかるので、東京都と同じく令和９年４月１日から変更となる宿泊料金 13,000 円以上からを課税対称（3%）とするのが良い。	宿泊税の税率設定についてですが、千葉県は、宿泊者が宿泊行為により享受する行政サービスは宿泊施設による大きな違いはないと考えられるため、公平性の観点を踏まえ、一人一泊当たり同額の負担をお願いする一律定額制としています。 また、県内で独自課税を検討する市町村の税率を合算した際に複雑な税制とならないようにするため、最も簡素な税制である一律定額制を採用しています。 次に、免税点の設定についてですが、千葉県は、宿泊料金は曜日や季節等により変動するため、宿泊事業者の徴収事務の煩雑化を避け、簡素な制度とする観点や、宿泊者は宿泊料金の多寡に関わらず一定の行政サービスを享受しているという公平性の観点から免税点を設けないものとしております。 本市宿泊税の制度は、県と市がそれぞれ宿泊税を賦課する場合の事業者の事務負担軽減を図るため、県と同一の制度設計とすることを基本方針としていることから、税率は一律定額制とし、免税点は設けないものとしております。